



東京における 障害者スポーツ 振興ビジョン

～いつでも どこでも いつまでも
進めます! スポーツをもっと身近に～

平成29(2017)年5月

公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会



本冊子の音声版（ダイジー版）CDも作成しております。
ご希望の方は、当協会までご連絡いただきますようお願いいたします。

東京の障害者スポーツの一層の振興を目指して

障害のある人の行うスポーツは、リハビリから健康増進、楽しむスポーツから競技スポーツまで幅広いものがあります。障害のある人にとってのスポーツ活動は、精神的にも社会的にもより良い効果をもたらします。体を動かすことによって得られる爽快感や達成感は、積極的なライフスタイルや、心身ともに健康で豊かな生活につながり、社会参加を促します。

また、スポーツを通じて障害のある人とない人の交流や相互理解が深まることから、スポーツ活動は、共生社会の実現に向けた大きな役割を担っていると言えます。

当協会は、平成 15（2003）年に、東京における障害者スポーツの推進の中核となる自主的な民間組織として設立され、関係行政機関や東京都障害者スポーツ指導者協議会などとも連携して障害のある人のスポーツ活動を支援・推進してまいりました。

また、平成 22（2010）年に、全国に先駆けて「東京における障害者スポーツ振興計画」を策定しました。その後、平成 24（2012）年に、東京都が行政計画として「東京都障害者スポーツ振興計画」を策定、平成 25（2013）年には、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、障害者スポーツへの理解と関心も高まるなど、都内の障害者スポーツを取り巻く状況は大きく変化しました。

3年後に東京で開催されるパラリンピックは、障害者スポーツの理解を深め、さらに発展・飛躍させる絶好の機会であり、関係者全員の積極的な関与が求められています。

昨年、ブラジルで開催されたリオ 2016 パラリンピック競技大会では、選手の

活躍が様々なメディアで報道され、これまでになく多くの人々の関心を集めました。今年は、3月に、オーストリアで2017年スペシャルオリンピックス冬季世界大会が開催され、7月には、トルコで夏季デフリンピック競技大会が開催されるなど、多くの選手の活躍とともに、障害者スポーツの更なる盛り上がり期待されます。

これらの状況を踏まえ、2020年以降も見据え、協会として、これからの取組の方向性を示す運営方針として、平成29（2017）年度から平成38（2026）年度までを期間とする「東京における障害者スポーツ振興ビジョン」をとりまとめました。

ビジョンの策定に当たっては、当協会の中に検討委員会を設置し、若手を含む全職員が議論に参加するとともに、障害者団体の方にも意見を伺いながら、これからは障害者スポーツ振興をリードすることを目指し、検討を重ねました。10年後、「障害のある人もない人も、一緒にスポーツを楽しめる」そんな社会が実現していることを私は願っております。

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会は、今後とも、行政機関、関係機関と連携し、障害のある人が「いつでも どこでも いつまでも」身近な地域でスポーツに親しめる社会の実現を目指し、取り組んでまいります。

平成29（2017）年5月

公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会
会 長 中 野 英 則

東京における障害者スポーツ振興ビジョン 目次

第1章 障害者スポーツ振興ビジョンの策定	1
1 ビジョン策定の基本的な考え方	1
2 障害者スポーツ振興の意義	1
3 ビジョンにおける「障害者スポーツ」の範囲	1
4 ビジョンの期間	2
5 ビジョンの構成	2
第2章 障害者スポーツの進展の経緯	3
1 東京における障害者スポーツの進展の経緯	3
2 障害者スポーツ振興計画策定後の流れ	6
第3章 協会の役割	8
1 協会の基本理念と設置目的	8
2 協会の役割	9
第4章 これまでの取組（前計画7年間の取組）	10
1 基本目標1 ライフステージに応じたスポーツ活動の実現	10
2 基本目標2 スポーツ活動の基盤整備・充実	13
3 基本目標3 スポーツを支える人材の養成・育成	16
4 基本目標4 協技力向上に向けた取組の推進	18
5 基本目標5 障害者スポーツ情報の発信・研究・開発	20
6 2020年を見据えた取組	22
第5章 東京における障害者スポーツの振興に向けて	23
1 障害者スポーツの現状	23
2 ライフステージに応じたスポーツ振興	25
3 地域におけるスポーツ振興	30
4 競技団体及び選手の育成・強化	37
5 障害者スポーツセンターの機能充実	43
6 事業実施のための体制強化	48
第6章 ビジョンの実現に向けて	49
(参考資料)	
1 東京における障害者スポーツ振興計画（平成22～28年度）の概要とその後の取組	
2 東京における障害者スポーツ振興ビジョン（平成29～38年度）の概要	

第1章 障害者スポーツ振興ビジョンの策定

1 ビジョン策定の基本的な考え方

東京都内の障害者スポーツの振興・支援を担う唯一の民間の専管組織である公益社団法人東京都障害者スポーツ協会では、平成22年に、全国に先駆けて、障害者スポーツに取り組んでいく上での基本的な考え方を「東京における障害者スポーツ振興計画」としてとりまとめました（計画期間：平成22～28年度）。

今般、当初の計画策定から7年が経過し、計画期間が終了するため、近年の障害者スポーツを取り巻く環境の変化を踏まえ、また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者スポーツへの関心の高まりといった機運の到来を活用し、2020年以降も見据え、都内全域で、障害のある人が身近な地域でスポーツを楽しめる環境を整備するため、新たに、障害者スポーツ振興ビジョンを策定することとしました。

本ビジョンは、東京都内の障害者スポーツ振興を推進していくに当たり、協会としての中長期の取組の方向性を定めるとともに、本ビジョンに基づき、東京都をはじめ、区市町村や関係団体などへの提言や働きかけを行っていくものです。

2 障害者スポーツ振興の意義

障害者スポーツの振興により、障害の有無に関わらず、都民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことができるようにスポーツ環境を整備し、都民一人ひとりの心身の健康や体力の保持増進を図るとともに、障害のある人の生活の質の向上に寄与します。

また、スポーツを通して、障害のある人とない人との相互理解と交流を深めることにより、共生社会の実現に貢献することができます。

3 ビジョンにおける「障害者スポーツ」の範囲

スポーツ基本法では、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集

団で行われる運動競技その他の身体活動」とされています。

また、東京都スポーツ推進計画では、「本計画では、スポーツをより身近なものとし、これまでスポーツに縁のなかった方にも気軽に楽しんでいただくため、スポーツの概念を幅広く捉えています。このため、ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツだけでなく、健康づくりのためのウォーキングや気分転換に行う軽い体操、自然に親しむハイキング、介護予防のためのトレーニングなど、目的を持った身体活動の全てをスポーツとして扱っています」とされています。

本ビジョンにおける「スポーツ」の範囲は、スポーツ基本法や東京都スポーツ推進計画における「スポーツ」と基本的には同じであり、本ビジョンにおける「障害者スポーツ」とは、障害のある人がスポーツ基本法に掲げられているような目的を持って行う全ての身体活動を指し、健康づくり（リハビリ含む）のために行う運動や楽しむスポーツから、競技スポーツまでを範囲とします。また、一般的に言われる、いわゆる「スポーツ」について、「障害者スポーツ」との対比を分かりやすくするため、本ビジョンでは「一般（の）スポーツ」と表現します。

4 ビジョンの期間

平成 29 (2017) 年度から平成 38 (2026) 年度までをビジョンの期間とします。

ただし、平成 29 年度に、東京都が「新たなスポーツ推進計画」の策定を予定していることから、東京都の計画の内容を踏まえ、必要に応じて協会の事業計画等の調整を行っていきます。

5 ビジョンの構成

このビジョンは、6 章建ての構成となっております。

第 1 章では、このビジョンを策定する背景等を中心に記述

第 2 章では、東京における障害者スポーツの進展の経緯

第 3 章では、協会の役割

第 4 章では、これまでの取組（前計画 7 年間の取組）

第 5 章では、東京における障害者スポーツの振興に向けて

第 6 章では、ビジョンの実現に向けて

第2章 障害者スポーツの進展の経緯

1 東京における障害者スポーツの進展の経緯

(1) 昭和26(1951)年 東京都身体障害者スポーツ大会の開催

東京都における障害者スポーツの歴史は、東京パラリンピックよりも古く、わが国最初の障害者スポーツ大会とされる「東京都身体障害者スポーツ大会」の開催までさかのぼります。身体障害のある人々の身体機能の向上や自立促進を目指して、全国に先駆けて開催されました。

【全国の動向】

昭和39(1964)年 東京パラリンピック開催
(参加国21ヶ国、9競技144種目)

昭和40(1965)年 全国身体障害者スポーツ大会開催
以後、国民体育大会が開催された地で実施されることになりました。

(2) 昭和42(1967)年 知的障害のある人の「スポーツの集い」を開始

当事業は、在宅及び施設を利用している知的障害者(児)とその家族・保護者が一堂に集まってスポーツを楽しみ、自立に備える心と身体を養うとともに社会の多くの人々の理解を深めることを目的にしています。

平成4(1992)年から(社)東京都知的障害者スポーツ協会が主管し、知的障害のある人がスポーツを楽しむための基盤づくりに貢献してきました。

(3) 昭和59(1984)年 5月、東京都多摩障害者スポーツセンター 開設

昭和61(1986)年 5月、東京都障害者総合スポーツセンター 開設

東京都における障害のある人の健康増進と社会参加の促進を図るため、身体障害者福祉センターA型として設置されました。都道府県内に2つの障害者専用のスポーツセンターを有するのは東京が初めてでした。

この運営を(財)日本身体障害者スポーツ協会(現在は、(公財)日本障がい者スポーツ協会)に委託し、スポーツ活動の支援やスポーツ教室の開催などを通して利用者へのサービス提供を行うとともに、都民はもとより全国レベルで

の障害者スポーツの振興の一翼を担ってきました。

(4) 平成 4 (1992) 年 第 1 回全国知的障害者スポーツ大会を東京で開催
(ゆうあいピック東京大会)

知的障害者のスポーツの一層の発展を図るとともに、知的障害者への理解を深め、知的障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的に「国連・障害者の十年」の記念事業として開催されました。

愛称は「ゆうあいピック」で、「友・愛」「YOU (あなた)・I (私)」の言葉からきています。参加人数は 2,859 名でした。

【全国の動向】

平成 10 (1998) 年 長野パラリンピック冬季競技大会が開催

長野パラリンピックによる国民の障害者スポーツへの関心の高まりを受け、「障害者スポーツに関する懇談会」(厚生事務次官の私的懇談会)で議論され、その後、平成 12 (2000) 年に身体障害者福祉法が一部改正され、身体障害のある人のスポーツの振興が地方公共団体の努力義務として明記されました。(同法 21 条の 4)

平成 11 (1999) 年 (財)日本障害者スポーツ協会内に日本パラリンピック委員会が設立

平成 12 (2000) 年 シドニーパラリンピック開催

活躍する選手の姿が感動を呼び、国民の障害者スポーツへの認識を障害のない人のスポーツと同様のものとする機会となりました。また、障害者スポーツを競技スポーツとしても捉えるきっかけになりました。

(5) 平成 12 (2000) 年 第 1 回東京都障害者スポーツ大会を開催

身体障害と知的障害のある人とが、ともに参加できる大会を昭和 57 (1982) 年に設立された(社)東京都知的障害者スポーツ協会と共催で実施しました。

障害者スポーツの普及、障害のある人の社会参加推進、及びスポーツを通しての友情と国民のバリアフリーの意識を高めることを目的としました。

【全国の動向】

平成 13 (2001) 年 第 1 回 全国障害者スポーツ大会が開催

当大会より両障害(身体障害・知的障害)を統一して実施されました。

(6) 平成 15 (2003) 年 (社) 東京都障害者スポーツ協会が設立

東京都内に居住する身体障害及び知的障害のある人のスポーツ活動を支援する組織として(社)東京都障害者スポーツ協会が設立されました。

当協会では、なかなか知られる機会の少ない障害者スポーツの全都民への理解とその広がりを作るため、日々、様々な事業を企画・実施してきました。

また、東京都障害者スポーツセンターの運営も、当時の(財)日本障害者スポーツ協会より引き継ぎました。

(7) 平成 19 (2007) 年 第 8 回東京都障害者スポーツ大会において精神障害者バレーボール大会(オープン競技)を開催

当大会より身体、知的、精神の三障害の協力・連携の一步を踏み出しました。

このことにより、障害を区分することなく、スポーツ活動に参加できる機会が増えました。その後、各障害の競技数や参加人数の違いなどを改善しながら多くの人に参加できる大会となるように努力してきました。

【全国の動向】

平成 20 (2008) 年 北京パラリンピックが開催

メディアでの報道も多く、より多くの人々が障害者スポーツを知るきっかけとなりました。

(8) 平成 21 (2009) 年 2009 アジアユースパラゲームズを開催

9月11日から13日まで(開会式10日、閉会式13日)、APC(アジアパラリンピック委員会)加盟の29カ国、地域から選手(14歳~19歳)、役員など805名が参加し、国立霞ヶ丘競技場などで陸上・水泳・卓球・ゴールボール・ボッチャの5競技に、車いすテニス(オープン競技)を行いました。世界的にも開催例が少ない、ユース世代の大会を東京で行うことにより、日本の障害のある青年たちに、アジアの人々との交流などを通じスポーツに参加する機会を提供するとともに、日本とアジアにおける障害者スポーツの普及を促進しました。

2 障害者スポーツ振興計画策定後の流れ

(1) 平成 22 (2010) 年 東京都スポーツ振興局の設置

東京都では、それまで文化スポーツや福祉等にまたがっていたスポーツに関する所管部局を一元化し、スポーツ振興局が設置されました。障害者スポーツをスポーツ行政の中に位置づけ、一般のスポーツとともに一体的に施策を推進することとなり、その後、平成 24 (2012) 年には、全国に先駆けて、東京都の行政計画としての「障害者スポーツ振興計画」が策定されました。

(2) 平成 25 (2013) 年 第 13 回全国障害者スポーツ大会を東京で開催 (スポーツ祭東京 2013)

全国障害者スポーツ大会の東京都での開催は初めてで、10月12日から14日まで(開会式12日、閉会式14日)、全国から約3,300名の選手が参加し、国民体育大会と一体のスポーツの祭典「スポーツ祭東京」として開催されました。正式競技13競技のほか、オープン競技17競技が都内の各区市町村で開催され、障害者スポーツの東京における各地域での取組の契機となりました。

【全国の動向】

平成 23 (2011) 年 スポーツ基本法の制定

「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」とされ、障害のある人も含め、すべての国民のスポーツ権が明文化されました。

平成 24 (2012) 年 ロンドンパラリンピックが開催

(3) 平成 25 (2013) 年 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催が決定

9月7日、2020年夏季オリンピック・パラリンピックの東京での開催が決定しました。平成 26 (2014) 年には東京都オリンピック・パラリンピック準備局が設置され、その後、2020年に向けた様々な取組が行われ、障害者スポーツに対する関心が飛躍的に高まることとなります。

【全国の動向】

平成 27 (2015) 年 スポーツ庁の設置

文部科学省の外局としてスポーツ行政を一元的に担うスポーツ庁が設置されました。障害者スポーツについても、厚生労働省から移管され、福祉からスポーツへの意味合いが色濃くなりました。

平成 28 (2016) 年 障害者差別解消法が施行

平成 28 (2016) 年 リオパラリンピックが開催

【東京で行われた主な世界大会（平成 22 年以降）】

○平成 24 (2012) 年 2012 世界ろう者卓球選手権大会

(国立オリンピック記念青少年総合センター)

○平成 26 (2014) 年 IBSA (国際視覚障害者スポーツ連盟) ブラインドサッカー世界選手権

(国立代々木競技場フットサルコート)

○平成 28 (2016) 年 車いすテニス世界国別選手権

(有明コロシアム・有明テニスの森公園テニスコート)

第3章 協会の役割

1 協会の基本理念と設置目的

(1) 基本理念

スポーツ・レクリエーションを生涯にわたって、行い楽しむことは全ての人の権利です。公益社団法人東京都障害者スポーツ協会は、障害者スポーツの振興を通して、障害の有無や種別の枠を超え、各人の能力に応じ自己選択し、交流し合い、競い合う、スポーツ・文化活動に参加する機会を平等に保障する共生社会の実現に貢献します。

- ・スポーツを通じた共生社会の実現
- ・だれもが「いつでも どこでも いつまでも」スポーツに親しむことのできるスポーツ都市東京の実現

(2) 設置目的

当協会は、平成 15 (2003) 年に、東京都に在住する障害のある人の心身の健康の保持増進と自立、社会参加の促進を図るため、スポーツの奨励振興に関する諸事業を行い、もって障害のある人の福祉の向上に寄与することを目的として設立しました。

平成 21 (2009) 年には、新たに「公益社団法人」としての認定を受け、公益目的事業として、以下の3つの事業を行っています。

- 公益目的事業 1 : 障害者のスポーツ活動の奨励振興事業
- 公益目的事業 2 : 各種スポーツ大会の開催と協力事業
- 公益目的事業 3 : 東京都障害者スポーツセンターの運営事業

今後もこれらを中心に事業を展開し、障害者スポーツ振興をさらに推進していきます。

2 協会の役割

(1) 障害者スポーツの奨励振興

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会は、東京都と連携して都内における障害者スポーツ振興の中心的な役割を果たしています。また、都内の障害者スポーツのコーディネーター役として、東京都や区市町村、福祉・医療関係機関、また障害者スポーツ関係団体等とのネットワークを構築し、連携・協働しながら、地域における障害者スポーツ振興事業を実施・支援しています。

また、障がい者スポーツ指導員、審判、ボランティア等、障害者スポーツを支える人材の養成や、競技団体との連携事業、団体への活動支援を行っています。

さらに、障害者スポーツの理解促進事業や情報発信を通して、広く都民へ障害者スポーツの普及を推進する役割も担っています。

(2) 各種スポーツ大会の開催と協力

東京都障害者スポーツ大会の開催や、全国障害者スポーツ大会への東京都選手団の派遣、東京CUP卓球大会等の各種スポーツ大会の開催や、他団体が実施する事業への協力により、選手の日頃の練習の成果を発揮する場を創出するとともに、障害者スポーツの普及啓発や競技力向上を促進しています。

(3) 障害者スポーツセンターの運営

当協会は、設立当初から、東京都障害者総合スポーツセンター及び東京都多摩障害者スポーツセンターの運営を行っており、新たに、平成28年度から平成37年度までの10年間、東京都の指定管理を受けて運営しています。

両スポーツセンターは、開設時より都内の障害者スポーツの中核として、様々なスポーツに関する事業を実践するとともに、区市町村の実施する障害者スポーツに関する事業等を支援しており、広域拠点としての役割も担っています。

第4章 これまでの取組（前計画7年間の取組）

前計画（平成22年度～平成28年度）では、基本理念の実現のため、障害のある人の視点に立って、次の5つの基本目標の下、障害者スポーツセンターを核として、具体的な施策を推進することとしました。

- | | |
|-------|------------------------------|
| 基本目標1 | ライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツ活動の実現 |
| 基本目標2 | スポーツ活動の基盤整備・充実 |
| 基本目標3 | スポーツを支える人材の養成・育成 |
| 基本目標4 | 競技力向上に向けた取組の推進 |
| 基本目標5 | 障害者スポーツ情報の発信・研究・開発 |

なお、平成22（2010）年の計画策定当初は、障害者スポーツセンターが中心となって取り組むことを想定していましたが、平成24（2012）年3月に、東京都が行政計画として「障害者スポーツ振興計画」を策定し、その後、障害者スポーツセンター以外にも、東京都と当協会が共催で実施する事業や、東京都から補助を受けて実施する事業が増え、様々な取組を進めてきました。

各基本目標におけるこれまでの取組状況と評価は、以下のとおりです。

1 基本目標1 ライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツ活動の実現

各ライフステージに応じ、ライフスタイルにあったスポーツ活動を推進するため、障害者スポーツセンターにおいて、効果的なスポーツ支援プログラムを提供するとともに、学校や医療・福祉機関、公共スポーツ施設など身近な場所でスポーツを気軽にはじめることができるよう、様々なスポーツ提供の場や障害者スポーツ相談体制の整備をしていくことを目指しました。

【これまでの取組状況と評価】

(1) スポーツ支援プログラムの提供

障害者スポーツセンターにおいて、幼年期、少年期、青年期、中年期、高齢期などそれぞれのライフステージや就労者や主婦層、学生などライフスタイルに応じた支援プログラムの提供（教室等）を行いました。ジュニア期に対するスポーツ導入や高齢者に対する介護予防に焦点をおいたエクササイズ、主婦層に対し昼の時間に定期的実施する健康体操など、毎年、利用者ニーズに合わせた内容の見直しを行い、各事業において継続的な参加と好評を得ました。



障害者スポーツセンター教室の様子

(2) スポーツ提供の場の整備とそのシステムの構築化

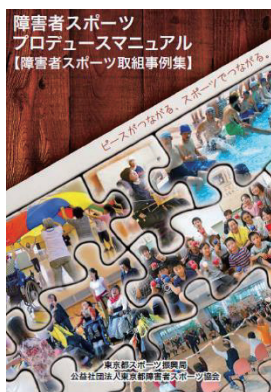
障害者スポーツセンターでは、「地域振興事業（※）」として、区市町村、地域スポーツクラブ、福祉センター、学校等の関係機関・団体と協働して、地域におけるスポーツ教室等の事業を推進しました。

※ 地域振興事業とは、障害のある人が、より身近な地域でスポーツに親しむことができる環境づくりを推進するための事業展開や地域での取組を支援するとともに、当事業を通して障がい者スポーツ指導員やボランティアの育成を行うものです。

(事業例)

- ・東京都障害者総合スポーツセンター：板橋区ボッチャ交流会、北区テニスフェスタ等
- ・東京都多摩障害者スポーツセンター：みんなで卓球 In☆くにたち、みたかスポーツフェスティバル等

また、平成 23 年度には、「地域開拓推進事業（※）」（東京都補助事業）を開始し、地域における「障害者スポーツの取組事例集」（東京都共催事業）を発行するなど、地域でのスポーツ提供の場を増やす取組を行ってきました。さらに、平成 26 年度には、「障害者スポーツの取組事例集」を改訂し、事業の企画から実施までの流れや実施に当たっての配慮などを詳細に記載し、より実践的なマニュアルとして活用されています。



※ 地域開拓推進事業とは、障害のある人が、身近な地域で継続してスポーツを楽しむよう、区市町村、学校、地域スポーツクラブや福祉施設等が行う障害のある人を対象とした事業を支援するものです。区市町村等の障害者スポーツ事業に関する相談・助言、障がい者スポーツ指導員派遣、障害者スポーツ用具貸与等を行うほか、区市町村に配置されているスポーツ推進委員等とのネットワークを構築し、地域における障害のある人のスポーツ環境の掘り起こしを行っています。

（地域振興事業及び地域開拓推進事業 件数）

事業名\年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
地域振興事業	94	54	76	61	49	50	37
地域開拓推進事業	—	50	66	52	65	113	132
合計	94	104	142	113	114	163	169

※ H28 年度は、H28. 12. 31 現在

※ 平成 23 年度から地域開拓推進事業が開始され、地域振興事業の一部が地域開拓推進事業として実施されるようになりました。地域で行われる事業数全体は、増加しています。

また、平成 27 年度には、「障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」（東京都共催事業）を作成し、障害の種類や程度に応じた運動上の配慮や施設を利用する際の対応方法を記載することで、障害がある人の公共スポーツ施設利用に向けた施設側の受け入れ態勢を促進しました。



区市町村や関係機関・団体と連携することで、平成 28（2016）年 12 月現在、なんらかの障害者スポーツの事業を実施している区市町村は 62 区市町村中 52 団体（※地域開拓推進事業）と、徐々にスポーツを楽しめる仕組み作りが進みつつありますが、一過性のイベント等が多く、継続・定着化を図るような事業展開まで取り組んでいるところはまだ少ない状況です。

（3）スポーツ相談体制の整備

障害者スポーツセンターに相談担当者を置き、（公財）日本障がい者スポーツ協会が認定するスポーツドクター等を相談医に、栄養サポートする管理栄養士を栄養相談担当として配置し、スポーツ相談体制の機能強化を行いました。また、今まで培ったノウハウをもって障害者スポーツ関係機関の様々な相談対応を行いました。



2 **基本目標 2** スポーツ活動の基盤整備・充実

区市町村等と連携し、障がい者スポーツ指導員を地域に派遣する等、生活圏にある施設でスポーツに親しめる環境の基盤づくりを目指しました。また、多様化したニーズに対応するため、障害者スポーツセンターの機能充実・拡大を検討することとしました。

【これまでの取組状況と評価】

(1) 障害者スポーツの理解啓発

障害者スポーツを「みる」「する」などの体験イベントを提供するなど、その意義や効果などの理解を深め、より身近なものにするため、障害者スポーツセンターにおいて、「地域交流事業(※)」や「地域交流教室(※)」を実施しました。

※ 地域交流事業とは、障害のある人やその家族と、地域住民等の障害のない人がともに交流し、障害者スポーツを体験するイベントを通し障害者スポーツへの理解・関心を深める事業です。

※ 地域交流教室とは、障害のある人やその家族、地域住民を対象に、みんなで一緒にできるスポーツやレクリエーション活動を通して、交流しながらスポーツの楽しさを体験したり、スキルアップを目指したりするものです。

また、平成23年度から、「障害者スポーツセミナー」(東京都共催事業)を開催し、平成24年度から、「チャレスポ! TOKYO」(東京都共催事業)や「マラソン祭」等のイベントを開催するなど、障害者スポーツの理解促進事業を実施してきました。



障害者スポーツセミナー



チャレスポ! TOKYO

さらに、平成23～26年度「パラリンピアン出前授業」(東京都共催事業)により、特別支援学校や小・中・高等学校において、パラリンピアン等の講演会・体験会を実施したほか、NHK、NHK厚生文化事業団と共催でパラリンピアンとの交流教室も開催しました。また、自主事業として、障害者スポーツPRグッズ(カレンダー)も作成しました。



パラリンピアン出前授業



パラリンピアン交流教室

(2) 区市町村などとの連携強化・地域活動拠点の整備

協会本部で行う「地域開拓推進事業」と障害者スポーツセンターで行う「地域振興事業」を通して、区市町村、公共スポーツセンター、学校、福祉施設等での障害者スポーツ事業への助言や障がい者スポーツ指導員派遣、障害者スポーツ用具貸与等の支援を行いました。(再掲)

各区市町村とは、関係を密にして、取組状況の聞き取りや他の区市町村の事業紹介等を行い、地域における障害者スポーツ環境の整備を図りました。

平成 27 年度には、「障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」(東京都共催事業)を作成し、障害の種類や程度に応じた運動上の配慮や施設を利用する際の対応方法を記載することで、障害がある人の公共スポーツ施設利用に向けた施設側の受け入れ態勢を促進しました。(再掲)

また、障害者スポーツセンターでは、平成 25 年度から、センター利用者に対し、センターだけでなく身近な公共スポーツ施設を日常的に利用できるよう、職員と障がい者スポーツ指導員がともに公共スポーツ施設へ同行し参加者の利用の支援を行っています。

さらに、障害者スポーツの地域活動拠点の整備に向けて、東京都が、平成 28 年度から開始した、「都立学校活用促進モデル事業 (※)」に協力しました。

※ 都立学校活用促進モデル事業とは、都内にある都立特別支援学校の体育館やグラウンド等の体育施設を、学校教育活動に支障のない平日の夜間や土日祝日に開放し、障害のある人や障害者スポーツ競技団体等が身近な地域でスポーツ活動ができるように活用を促進していくものです。

(3) 障害者スポーツセンターの機能充実・拡大

リハビリテーションから健康の維持・増進、楽しみとしてのスポーツ、競技への参加など、様々な利用目的に合わせ、利用者ニーズに対応して、スポーツ相談や各種教室等の事業を実施しました。

また、都内の障害者スポーツの拠点として、区市町村や、地域スポーツクラブ、福祉センター、学校等の関係機関・団体と協働して、地域におけるスポーツ教室等の事業を推進する「地域振興事業」に力を入れ、地域の障害者スポーツ振興に貢献しました。

さらに、施設の老朽化対策とともに多様化するニーズに対応するため、東京都障害者総合スポーツセンターでは平成28年度～30年度、東京都多摩障害者スポーツセンターでは平成30年度～31年度に改修工事が行われることとなりました。

3 **基本目標3** スポーツを支える人材の養成・育成

障害者スポーツを支える人材を計画的に養成するとともに、支える活動を促進するための人材活用システムの構築、行政と連携するなど、人材情報のネットワークを整備することを目指しました。

【これまでの取組状況と評価】

(1) 障がい者スポーツを支える人材の養成・育成プログラムの充実

(公財)日本障がい者スポーツ協会公認「初級障がい者スポーツ指導員養成講習会」を、両センターの指定管理業務として、また東京都及び(一社)東京都スポーツ推進委員協議会との共催事業として、それぞれ年1回開催しました。また、(公財)日本障がい者スポーツ協会公認「中級障がい者スポーツ指導員養成講習会」を東京都及び(一社)東京都スポーツ推進委員協議会との共催事業として年1回開催しました。その他、区市町村等が主催で開催する(公財)日本障がい者

スポーツ協会公認「初級障がい者スポーツ指導員養成講習会」への協力も行き、都内の登録者数は、平成 22 年度と比較し約 1.4 倍に増加しました。しかし、資格取得者のうち実際活動している方は少ない状況にあり、人材の活用や活動の場とのマッチングが課題となっています。

(障がい者スポーツ指導員 都内の登録者 人数)

	H22 年度	H25 年度	H28 年度
初級障がい者スポーツ指導員	1,412 名	1,538 名	2,000 名
中級障がい者スポーツ指導員	172 名	160 名	265 名

※H28 年度は、H28.12.31 現在

※(出典)(公財)日本障がい者スポーツ協会 指導員登録者数

(平成 28 年度の協力事例)

・葛飾区、目黒区、足立区、江戸川区、北区、練馬区水泳連盟(練馬区)

また、地域における障害者スポーツ振興をけん引する区市町村職員、教職員、地域スポーツクラブ・公共スポーツ施設関係者、スポーツ推進委員等を対象に、平成 23 年度から、障害者スポーツ事業実施のきっかけとなる「障害者スポーツセミナー」(東京都共催事業)を開催しました。

さらに、東京都障害者スポーツ大会の運営を担う人材育成として、審判員初級者養成講習会(スラローム・音源走、サウンドテーブルテニス、ボッチャ)、審判員フォローアップ講習会(サウンドテーブルテニス、フットベースボール、ボッチャ等)を開催しました。また、各競技において、障害に特化した指導技術等を知り、その技術の向上を図るため、視覚障害者の水泳指導など、競技別の指導者研修会を実施しました。さらに、「スポーツボランティア講習会」、「スポーツリーダー養成のためのフォローアップ講習会」を開催しました。

また、区市町村主催の障害者スポーツ人材養成に係る事業への助言、企画立案、協力(講師派遣含む)を行い、各地域に根付いた障害者スポーツ人材の育成に寄与しました。

(2) 人材活用システムの整備充実・人材情報ネットワークの整備

人的なサポートの基盤をつくることを目的に、平成 18 年度に、障害者スポーツ人材バンクを創設しました。また、平成 27 年度から、東京都及び東京都障害者スポーツ指導者協議会と連携し、情報発信の強化、指導員活動を始める際の不安を払拭するための「リ・スタート研修会」などの「障害者スポーツ人材活動活性化事業」を実施し、障がい者スポーツ指導員や人材バンク登録者等の一層の活躍を後押ししています。



リ・スタート研修会

障害者スポーツセンターでは、人材の活用と指導員等の育成を図るため、各種事業において、ボランティアの参加受入れを行い、センター事業を通じ指導技術等のスキルアップを図っています。

4 **基本目標 4** 競技力向上に向けた取組の推進

平成 25 (2013) 年の東京国体・全国障害者スポーツ大会を視野に入れ、選手の競技力強化策を検討するとともに、今後の裾野拡大を目指し、ジュニア世代の競技スポーツの推進に努めることとしました。

【これまでの取組状況と評価】

平成 25 年度までは、障害者スポーツセンターを核として、競技団体及び選手の育成・強化を進めてきましたが、平成 25 (2013) 年 9 月に「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催が決定したことにより、平成 27 年度からは、協会本部において、東京都と共催で競技団体への活動支援事業を行う等、さらに強化・育成に対する取組を推進しました。

平成 22 (2010) 年には、都内を活動拠点として競技会や競技の普及に取り組んでいる当協会登録の競技団体は 18 団体でしたが、平成 28 (2016) 年 12 月現

在は、24 団体と増加しています。特に、近年、パラリンピック競技の中央競技団体が体制を急ピッチで整えている傾向がみられます。協会としては、東京都レベルの競技団体の体制整備に向けた取組を支援することとしています。

(1) 選手強化体制の整備

障害者スポーツセンターにおいて、大会出場や競技力向上を目的とした教室や講習会を実施し、選手を目指す方の育成強化や競技スポーツアスリートへの支援に積極的に取り組みました。

選手の活動拠点となる競技団体への助成金については、平成 22 (2010) 年当時は、当協会に登録している団体対象の「障害者スポーツ競技団体支援事業」のみでしたが、その後、東京都と共催で、平成 23 年度からは、全国障害者スポーツ大会正式競技の競技団体を対象とした「強化練習会事業」、平成 27 年度からは、2020 年東京パラリンピック競技における都内の競技団体を対象とした「障害者スポーツ競技活動支援事業」などを開始し、競技団体主催事業の支援を行っています。

また、平成 27 年度からは、「東京都パラリンピック選手発掘事業」(東京都共催事業)を実施し、10 代、20 代の若い世代を中心に多くの選手を発掘しました。

さらに、平成 28 年度から、選手個人向けの助成事業として「東京ゆかりパラリンピック出場候補者育成強化事業」(東京都共催事業)を開始し、東京を代表するアスリート達、一人ひとりへの支援を行いました。2016 年のリオ・パラリンピック競技大会では、本事業の対象となった 14 名の選手が活躍しました。



パラリンピック選手発掘事業



東京ゆかり出場候補者育成強化事業

(2) 指導者の確保と育成

当協会では、東京都障害者スポーツ大会の運営を担う人材育成として、障害者スポーツ特有種目の知識習得と審判法習得を目的に、審判員初級者養成講習会（スラローム・音源走、サウンドテーブルテニス、ボッチャ）、審判員フォローアップ講習会（サウンドテーブルテニス、フットベースボール、ボッチャ等）を開催しました。また、各競技において障害に特化した指導技術等を知り、またその技術の向上を図るため、視覚障害者の水泳指導など、競技別の指導者研修会を実施しました。（再掲）

(3) 競技団体との連携促進

当協会の登録団体による連絡協議会を設置し、課題の情報共有・意見交換等を行い、団体間の連携を促進しました。

5 **基本目標5** 障害者スポーツ情報の発信・研究・開発

障害者スポーツを広く都民に周知するため、障害者スポーツに関する情報の収集や発信を効果的に行うこととしました。障害者スポーツに関する研究・開発や、都内の障害者スポーツのニーズの把握により、継続的なスポーツ活動の促進に役立てることを目指しました。

【これまでの取組状況と評価】

(1) 情報ネットワークの整備

障害者スポーツについての情報発信の充実を図り、都民がタイムリーな情報を入手しやすい環境を整備するため、平成23年度に東京都と共催で「障害者スポーツポータルサイト」を開設しました。また、協会・両センターのホームページ、ツイッター、広報誌（東京の障害者スポーツ）、障害者スポーツの施設やクラブの情報を集約した「ガイドブック」の発行による情報発信を行ってきました。さらに、平成27年度からは、東京都、東京都障害者スポーツ指導者協議会と連

携し、障害者スポーツを支える人材の活動を活性化させる事業として、障害者スポーツを支える方々を募集している事業を掲載した「情報誌 S & S」を発行するとともに、障害者スポーツを支える方々が日頃の活動や情報交換を行う機会として「障害者スポーツフォーラム」を行いました。



「ガイドブック」



情報誌 S & S



障害者スポーツフォーラム

(2) 障害者スポーツの研究開発

障害者スポーツセンターにおいて、新しい障害者スポーツプログラムや効果的な支援方法について検討し、実施効果を検証しながら、平成 21 年度から、障害の程度や運動に合わせた指導方法のポイントやコツをまとめた「障害者スポーツの手引き」を発行する等、広く関係機関・団体への周知を行いました。また、障害者スポーツセンターの利用者ニーズを情報提供するなど、企業や大学等のスポーツ用具・器具等の研究開発に協力しました。



(3) 都民ニーズの把握

障害者スポーツセンターでは、毎年利用者のアンケート調査を実施するとともに利用団体と意見交換を行う運営懇談会を開催し、利用者ニーズに応じたサービスの向上を図りました。また、協会の広報誌の発行にあたって、関係者へのアンケートを行い、内容の見直しや充実を図りました。

(4) 都民への障害者スポーツの効用啓発

障害者スポーツを「みる」「する」などの体験イベントを提供するなど、その意義や効果などの理解を深め、より身近なものにするため、障害者スポーツセンターにおいて、「地域交流事業」や「地域交流教室」を実施、また、協会本部においては、「障害者スポーツセミナー」、「チャレスポ！TOKYO」や「マラソン祭」等のイベント開催、「パラリンピアン出前授業」、NHK、NHK厚生文化事業団と共催での交流教室、メディアを活用した障害者スポーツの理解促進事業を実施してきました。(再掲)

6 2020 年を見据えた取組

これらに加え、前計画で予定していた取組以外に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた以下の取組も行いました。

(1) 障害者スポーツの基金設置

平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間を事業期間とし、東京都から出捐を受け、当協会に障害者スポーツの普及啓発のための 2 億円の基金を設置しました。この基金を活用し、平成 27 年度から、MXテレビでの番組放映、平成 28 年度は、障害者スポーツ大会を運営する競技団体の支援、インターネットテレビによる障害者スポーツ大会の生中継を実施しました。

(2) 企業等との連携

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、企業等の関心も高まる中、平成 28 年度から、東京都の補助を受け、当協会に、障害者スポーツを支援したい企業等からの相談に対応するため、障害者スポーツ専用の相談窓口「障害者スポーツコンシェルジュ」を開設しました。

(平成 28 (2016) 年 9 月から 12 月までの相談件数：64 件)

第5章 東京における障害者スポーツの振興に向けて

1 障害者スポーツの現状

前章で述べたように、当協会では、東京都の障害者スポーツ振興のために、様々な取組を行ってきました。しかし、平成27年度に行われたスポーツ庁の全国調査（※出典 地域における障害者スポーツ促進事業「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究（平成28（2016）年3月、笹川スポーツ財団 スポーツ庁委託調査）」）では、障害のある人の週1日以上スポーツ実施率は、成人で19.2%と、一般のスポーツ実施率42.5%（平成28（2016）年11月 スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査）」と比べ、依然として低い状況にあります。さらに、週3回以上のスポーツの実施率においては、9.3%（一般スポーツ実施率19.7%）と極めて低い状況となっています。

また、障害のある人のスポーツ・レクリエーションの取組についての意見では、「特にスポーツ・レクリエーションに関心はない」が51.9%であり、実に障害のある人の2人に1人がスポーツ・レクリエーションに無関心であることを示しています。障害種別にみると、重度の障害のある肢体不自由者（車椅子必要）では、36.9%が「スポーツ・レクリエーションを行いたいと思うができない」と答えており、興味関心を持っている人においても、スポーツを実施できない実態が明らかになっています。

このように、障害のある人だれもが、「いつでも どこでも いつまでも」スポーツを楽しめる環境はまだ十分に整備されているとは言えません。

都民の障害者スポーツに対する認知度については、平成28（2016）年に東京都が実施した調査（※出典「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査」（平成28（2016）年9月、東京都生活文化局）」によると、「障害者スポーツに関心がある」は58%、「この1年間に障害者スポーツをテレビなどで観戦又は見たことがある」は71%と関心は高まっているものの、競技場等に足を運んで「障害者スポーツを実際に観戦した」都民は1.4%とまだまだ低い水準にあります。

障害者スポーツセンターの利用状況は、年間利用者数は、ほぼ横ばいで推移しているものの、毎年、約1,700人の新規の登録があり、障害の重度化・多様化により、利用者の多様化する障害状況やニーズに対応していくことが求められています。

また、センターでは、地域振興を推進してきましたが、地域での受入れが進んだ将来のセンターの役割や機能も検討しなければなりません。

そこで、今回のビジョンでは、以下の4つの分野に分けて目指すべき将来像、現状の課題、今後の取組の方向性をまとめました。今後、これらに基づき一人でも多くの障害のある人が、身近な地域でスポーツに親しむことができる社会の実現を目指し、取り組んでいきます。

<本ビジョンの4つの分野>

- (1) ライフステージに応じたスポーツ振興
- (2) 地域におけるスポーツ振興
- (3) 競技団体及び選手の育成・強化
- (4) 障害者スポーツセンターの機能充実

2 ライフステージに応じたスポーツ振興

(1) 目指すべき10年後の将来像

障害のあるすべての人が、幼児期、就学時、学校卒業後、就労時等のライフステージ・ライフスタイルに応じて、「する」「観る」「支える」スポーツへの参加が促進され、身近にスポーツを楽しめる環境が整備されています。

(2) 現状の課題

幼児期、就学時、学校卒業後、就労時等の各ライフステージにおいて、障害のある人自身やその家族、また、障害者スポーツに関わる関係機関・団体に、スポーツを行う意義や有効性、取組の実態などの情報が効果的に提供されていないことや、安心してスポーツに親しめる環境が十分に整っていないことなどから、障害や、障害のある人のスポーツ活動への理解が十分に進んでいるとは言えない状況にあります。

障害のある人の各ライフステージに応じたスポーツを推進するためには、医療・福祉・学校等の関係機関・団体との連携が重要です。

また、障害のある人とない人がスポーツを通じて互いに交流し、障害者スポーツの多様性を理解する機会や、障害のある人がスポーツを意欲的に継続していくため、日頃の活動の成果を披露する場の充実が必要です。

まず、幼少期・少年期では、リハビリを通じてスポーツに出会うことも多いため、スポーツが辛いものと認識してしまう障害のある子供たちも少なからず存在します。そこで、障害のある子供たちがスポーツを楽しんでいると感じ、興味を持ってもらえるような取組が求められています。

次に、中学・高校期では、各人の障害状況や体力等により、スポーツの取組状況が多様化する一方、学校以外でスポーツを行う機会が不足しているため、個々の状況に応じたスポーツ活動の環境づくりに向けた取組が必要です。

さらに、青年期・中年期では、スポーツ活動の機会が少なくなるため、スポーツから離れてしまいがちであること、また、特に、この期での中途障害者には、スポーツに関する情報が行き届きにくい状況にあることから、「支える」、

「観る」視点を含めた障害者スポーツに関する情報発信の方法や内容を工夫することが必要です。

最後に、高齢期では、これから超高齢社会を迎える中で、各人の健康状態に合わせて、「する」スポーツだけでなく、「支える」、「観る」スポーツにも参加し、いつまでも生き生きと暮らせるようなスポーツとの出会いの場が求められています。

(3) 今後の取組

<基本的な考え方>

- ・スポーツを始めるきっかけとして、スポーツを楽しんでもらうことが重要となるため、地域の医療・福祉・学校等の関係機関・団体と連携し、障害のある人へのタイムリーな情報発信を拡充し、より身近な場所で、スポーツを楽しむ環境づくりを推進していきます。

- ・障害のある人がスポーツをする環境を整備するため、スポーツを支える人の育成から活用までの取組を充実させていきます。

- ・各ライフステージの障害のある人がスポーツをスムーズに始められるよう、指導者へのスポーツ導入手法の技術向上を図っていきます。

- ・障害のある人とない人がスポーツ活動を通じて日常的に接する機会を創出し、障害者スポーツの認知度を高めるとともに、相互理解を深めることにより、共生社会の実現に寄与していきます。

<施策の展開>

幼少期、少年期、中学・高校期、青年期、中年期、高齢期など、それぞれのライフステージに応じて、リハビリから健康づくり、楽しむスポーツから競技スポーツまで、個々のライフスタイルに応じて主体的にスポーツに親しめるよう、以下の取組を行っていきます。

① 幼少期・少年期

子供たちが遊びを通してスポーツと出会い、楽しく安全にスポーツに親しめる場と機会を創出していきます。

まず、子供が行う障害者スポーツの理解啓発を進めるとともに、遊びを通して安全に体を動かせる場と機会を充実させていくため、地域のスポーツ施設や医療・福祉施設等との連携を強化していきます。

また、一般の小学校に向けては、障害のある児童が運動に参加できるよう、障害者スポーツ指導に係る研修等、教育分野でもスポーツ導入が図られるような環境づくりを働きかけていきます。

さらに、「する」「観る」スポーツへの機運を醸成するため、ジュニア向け大会の開催や、障害者スポーツの体験イベント等への参加を呼びかけていきます。

② 中学・高校期

楽しみから競技まで多様化するニーズの受け皿をつくり、学校体育や部活動の充実とともに、学校以外でのスポーツ活動を促進していきます。

特別支援学校における体育・部活動の充実を図るため、障害者スポーツに係る研修等、指導者の育成をサポートしていくとともに、一人ひとりに適した競技等との出会いの場を確保するため、障害者スポーツ団体・サークルとのマッチングの機会を設けていきます。

また、卒業生や学校関係者等を対象とした、障害者スポーツセンター等の見学・体験の場を設けるなど、卒業後もスポーツを継続して行えるような取組を検討していきます。

さらに、日頃の活動の成果を披露する機会を創出するため、障害者スポーツの大会等の開催頻度や競技種目の拡大を図っていきます。また、障害のある人とない人の両方が参加できる交流大会を開催する等、スポーツを通じて相互理解を深める機会や場を創出していきます。

③ 青年期・中年期

職場や地域でのスポーツ活動への参加を促進させ、観るスポーツ・支える

スポーツの楽しさを経験してもらうとともに、スポーツを通じた仲間づくりの場を創出していきます。

まず、活動時間や機会の少なさが原因でスポーツ活動から離れてしまう社会人等に向け、働きながらも日常的にスポーツを行えるよう、容易に取り入れやすい競技の紹介やスポーツ活動の継続に向けた支援を行うとともに、企業内のイベント等における障害者スポーツの体験会等の導入を働きかけていきます。

また、中途障害者に対しては、障害の状況が多様で、かつ情報が行き届きにくい状況にあることから、気軽に楽しむことができるスポーツの実施や、個々の障害等に応じたプログラムの検討を医療・福祉等の関係機関・団体と連携して行うなど、中途障害者が円滑にスポーツを始められるような取組を進めていきます。

さらに、スポーツを「支える」「観る」人々の輪を広げるため、企業等へのボランティア講座を開催する等、社会人のボランティア育成と活用場の提供を図っていきます。

加えて、日頃の活動の成果を披露する機会を創出するため、障害者スポーツの大会等の開催頻度や競技種目の拡大を図っていきます。また、障害のある人とない人の両方が参加し、ともに楽しむことができる交流大会を開催する等、スポーツを通じて相互理解を深める機会や場を創出していきます。(再掲)

④ 高齢期

リハビリ・健康づくりから楽しむスポーツ・競技スポーツ・観るスポーツまで、各人が健康状態にあった運動を選択できるよう、医療・福祉等の関係機関・団体と連携し、必要な情報提供や運動習慣形成のためのサポートを行っていきます。

また、超高齢社会を迎える中で、障害のある人が、いつまでも生き生きと暮らせるよう、「する」、「観る」スポーツを楽しめる環境づくりを推進していきます。

まず、スポーツを通じて高齢者の社会参加を推進するため、身近な地域と一緒にスポーツを楽しむ仲間づくりが行われるよう、障害者スポーツの体験会を開催するなど、スポーツをする場を提供していきます。

また、医療・福祉施設、介護保健施設からのスムーズなスポーツ導入のため、施設内でスポーツ・レクリエーション体験会の開催や、障害者スポーツに関する情報提供を充実させていくなど、介護・福祉サービスとの連携を図っていきます。

さらに、仕事や長年の人生経験で得た知識、コミュニケーション能力などやスポーツ経験を、障害者スポーツの分野で活かしてもらえるよう、ボランティア育成や競技団体等とのマッチング機会の創出など、「支える」人として活躍できる場を提供していきます。

加えて、日頃の活動の成果を披露する機会を創出するため、障害者スポーツの大会等の競技種目の拡充を検討していきます。また、障害のある人とならない人の両方が参加できる交流大会を開催する等、スポーツを通じて相互理解を深める機会や場を創出していきます。(再掲)

幼少期

子供たちが遊びを通してスポーツと出会い、
楽しく安全にスポーツができる場と機会を創出



中学・高校期

楽しみから競技まで多用化するニーズの受け皿をつくり、
学校体育や部活動の充実とともに、学校以外でのスポーツ活動を促進

青年期・中年期

職場や地域でのスポーツ活動への参加を促進
スポーツを通じた仲間づくりの場を創出



高齢期

各人が健康状態にあった運動を選択できるようサポート
いつまでも生き生き暮らせるよう、スポーツを通じた社会参加を促進

3 地域におけるスポーツ振興

(1) 目指すべき10年後の将来像

障害のある人のスポーツへの関心が高まり、一人ひとりが、年齢、性別、障害の種類・程度を超えて「いつでも どこでも いつまでも」身近な地域でスポーツを楽しめる環境が整備されています。

障がい者スポーツ指導員をはじめとした多くの人々が、身近な地域で障害のある人のスポーツ指導・支援に携わっています。

障害のある人同士、障害のある人ない人の相互理解が深まり、日常生活の一部としてスポーツが浸透した地域コミュニティが形成されています。

(2) 現状の課題

一部の競技スポーツへの興味・関心が高まっている一方で、身近な地域に住む障害のある人のスポーツ活動への理解は進んでいるとは言い難く、広く都民に向けた障害者スポーツの多様性を考慮した理解啓発を強化する必要があります。また、障害のある人（家族・関係者を含む）のスポーツへの関心が低く、無関心層が多いため、スポーツの効用を広く普及することが重要です。

身近な地域で仲間と一緒にスポーツを行う機会や場はまだまだ少なく、各々の目的やニーズに合ったスポーツを継続的に行うことの出来る場づくりが必要です。

都内における障がい者スポーツ指導員数は増加しているものの、活動の場とのマッチングや多様化するニーズに対応するための人材育成が、まだ十分とは言えない状況です。

各区市町村で障害者スポーツの取組が始まっていますが、「継続・定着化」を図るような事業展開までには至っていないことが多いため、関係機関・団体（行政、福祉関係者、学校等）との連携を強化し、各区市町村が主体的に事業を実施・展開する推進体制の構築が求められています。

(3) 今後の取組

<基本的な考え方>

- ・障害のある人、ない人の両方に、障害のある人のスポーツ活動の効用についての理解啓発を図り、双方向の心のバリアフリーを目指していきます。
- ・障害の種類・程度を問わず、すべての障害のある人が各々の目的に応じて身近な地域でスポーツすることが出来る場を整備していきます。
- ・障害のある人がスポーツをする際に、多くの人々が支える存在として活動できるよう、人材の育成・養成事業を充実させていきます。
- ・行政、福祉・医療機関、学校、スポーツ団体、障がい者スポーツ指導員、スポーツ推進委員等の多くの社会資源が連携し、障害のある人がスポーツを行う体制を推進していきます。

<施策の展開>

① 理解啓発・情報発信

ア 障害のある人への理解啓発・情報発信

福祉・医療機関等との連携の強化を図りながら、福祉施設等が実施する事業への働きかけ等を引き続き実施していきます。

また、障害のある人がスポーツの効用を理解し、積極的にスポーツを実施・継続するための意識づくりを図るため、障害のある人や福祉・医療機関の関係者を対象にした障害者スポーツセミナーの実施を検討していきます。福祉・医療機関の現場における障害のある人や介助者に向けた講演会・体験会の実施や、障害のある人が運営主体となりスポーツの魅力を伝える体験イベント・出前セミナーの実施に向けて取り組みます。

さらに、学齢期からスポーツの効用への理解促進を図るため、学校現場における障害のある人への指導事例集の作成を検討していきます。

加えて、区市町村や障害者団体等と連携した広報を展開するなど、障害者スポーツに関する情報発信を強化していきます。

イ 都民に向けた理解啓発・情報発信

障害の有無に関わらず、広く障害者スポーツを知ってもらい、理解と共感を深めてもらうため、スポーツ施設に限らず多様な社会資源と連携し、多くの人が集まる一般公共施設（図書館、公民館等）に働きかけ、広く都民に向けた事業の実施や、一般スポーツ事業のイベント・大会等との協働を図っていきます。

さらに、企業等に対し、障害者スポーツへの理解を促すリーフレットの配布やCSR担当者に向けた研修・体験会を実施し、障害者スポーツを知ってもらい、幅広い支援につなげられるよう、企業の社会貢献活動との連携を強化していきます。

② 障害者スポーツの環境整備（場づくり）

ア 区市町村等が行う地域スポーツ活動の推進

これまでの取組で培ってきたノウハウを活用し、区市町村等に対し、障害の種類や程度に応じたスポーツの支援を行うとともに、地域の特性を活かした競技・種目の選定や実施方法の提案を行う等、区市町村等が主体となるスポーツの取組を推進していきます。

イ 公共スポーツ施設・地域スポーツクラブの受入体制の強化

公共スポーツ施設や地域スポーツクラブに対して、「障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」を活用した研修や、身近な公共スポーツ施設を日常的に利用できるよう、職員と障がい者スポーツ指導員がともに公共スポーツ施設へ同行し参加者の利用の支援を行うなど、障害のある人が身近な地域で気軽に利用できるスポーツ活動の拠点づくりを行っていきます。

また、障害のある人が気軽に利用・参加できることを周知するため、協会の広報誌等に各公共スポーツ施設・地域スポーツクラブの実施する事業等の情報を掲載していきます。各公共スポーツ施設・地域スポーツクラブが、障

害のある人に対して、事業や施設等の情報を主体的に発信して受入れを進めていけるよう、周知の方法や対象等についての助言や企画立案等の働きかけを行っていきます。

さらに、障害のある人が安心して利用できることを目指して、公共スポーツ施設への障がい者スポーツ指導員資格取得者の配置を促進するよう、提案していきます。

ウ 一般スポーツ事業への障害のある人の参加・定着

地域に根差した一般スポーツの団体・機関（公共スポーツ施設や体育協会の加盟団体等）に向けて、障害のある人も含めた事業実施のための研修会を開催し、一般スポーツ事業への障害のある人の参加・定着を図っていきます。

また、福祉関係者や障害者団体等と連携し、一般スポーツ事業への障害のある人の参加を促進するための働きかけを行っていきます。

エ スポーツを共に楽しむ仲間がいる場づくり

身近な地域でスポーツを共に楽しむ仲間づくりの場を創出していくため、障害のある人とない人とが参加するスポーツ事業の実施を区市町村や関係機関・団体に促します。

また、地域交流教室等を公共スポーツ施設や小中学校の体育館等で出前事業として継続的に実施するなど、充実を図っていきます。

③ 人材の育成と活用

ア 障がい者スポーツ指導員の養成

これまで実施してきた初級障がい者スポーツ指導員養成講習会を引き続き開催するとともに、医療・福祉関係団体や学校関係者、地域スポーツクラブスタッフなどの受講者を増やしていきます。

また、既存の「中級障がい者スポーツ指導員養成講習会（初級障がい者スポーツ指導員資格取得者対象）」に加え、（公社）日本理学療法士協会登録理

学療法士、(公財)日本体育協会公認スポーツ指導者を対象に加えることを検討していきます。

加えて、区市町村等が主催する障がい者スポーツ指導員養成講習会へも引き続き協力していきます。

イ 人材の育成・養成

地域における障害者スポーツ振興の中心となる人材を幅広く育成するため、医療・福祉関係団体、障害のある人等にも、障害者スポーツに関する講習会への参加を働きかけていきます。

また、障害のある人のスポーツ活動に関わってみたいという方のための「スポーツボランティア講習会」を充実させるとともに、活動の場の情報発信も行っていきます。さらに、地域や施設などにおいて、障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を推進する方を対象にした、「スポーツリーダー養成のためのフォローアップ講習会」を継続して開催していきます。

加えて、区市町村等が主催する人材養成事業へも引き続き協力していきます。

ウ 人材の活用

東京都及び東京都障害者スポーツ指導者協議会との連携を強化し、障がい者スポーツ指導員や人材バンク登録者等の一層の活躍を後押ししていきます。障害者スポーツ人材バンクを活用し、タイムリーな情報提供を行い、求められる活動場所と人材とのマッチングを図っていきます。

また、東京都障害者スポーツ指導者協議会をはじめとし、(一社)東京都スポーツ推進委員協議会、スポーツ関係団体等との連携を強化し、より効果的な人材の活用を図っていきます。

エ 地域の核となる人材の育成

障がい者スポーツ指導員等が地域における障害者スポーツのリーダーとしての役割を担えるように、十分な知識、技術と経験に基づいた指導技術を習得することを目指し、人材育成を行っていきます。また、事業の企画立案の

支援から現場でのOJT指導、振り返りに至るまでを一連のサイクルとして行い、障がい者スポーツ指導員等の経験・ノウハウを向上させ、各地域で活躍できる人材の育成を検討していきます。

④ 地域での推進体制の強化

東京都と連携し、行政（スポーツ分野・福祉分野）、社会福祉協議会、地域スポーツクラブ、学校・特別支援学校及び福祉センター、並びに障がい者スポーツ指導員、スポーツ推進委員など、多くの関係機関・団体等が一つとなつて、地域に根差した障害者スポーツを推進していく体制を構築していきます。

ア 研修会等の拡充

区市町村等が企画した研修会等の事業へ講師派遣や企画立案により協力し、学んだノウハウを実践できる事業展開につなげられるよう働きかけていきます。その際に、関係機関・団体との連携を図り、新たな推進体制を構築する契機としていきます。

イ 地域スポーツアドバイザーの設置

各区市町村における障害者スポーツの推進体制を構築するため、地域スポーツアドバイザーを設置します。

都内の各地域を11ブロックに分け（（一社）東京都スポーツ推進委員協議会に準ずる）、協会または障害者スポーツセンターの職員を各区市町村担当者とします。

地域スポーツアドバイザーは、これまで培ってきた関係性やネットワークを活用しながら、各区市町村においてニーズの把握を行うとともに、各区市町村内の関係機関・団体が連携した障害者スポーツの振興を図っていきます。

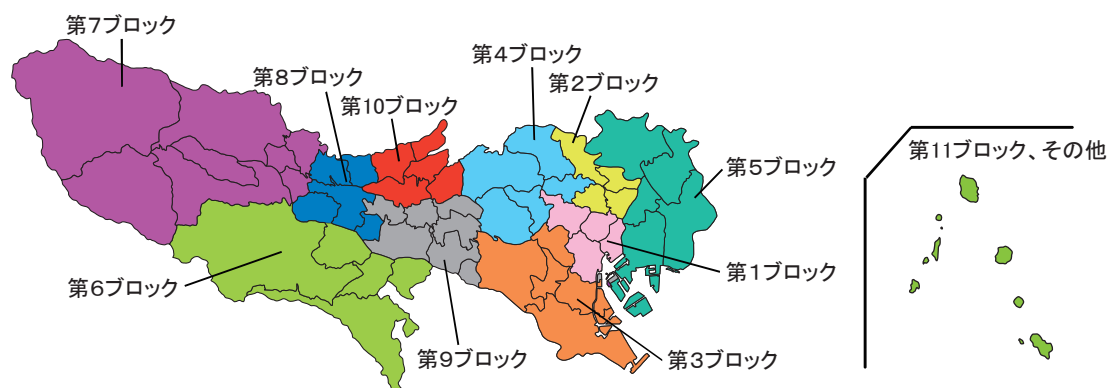
また、各区市町村の振興状況により、既存の地域コミュニティに対する普及啓発活動や、関係者から構成される推進協議会の開催を検討するなど、推進体制の構築に向けた働きかけを行っていきます。

さらに、必要に応じてブロック内の各区市町村の取組状況を共有するなど、

ブロック内の推進体制の構築を図っていきます。

《地域スポーツアドバイザーを活用した推進体制のイメージ》

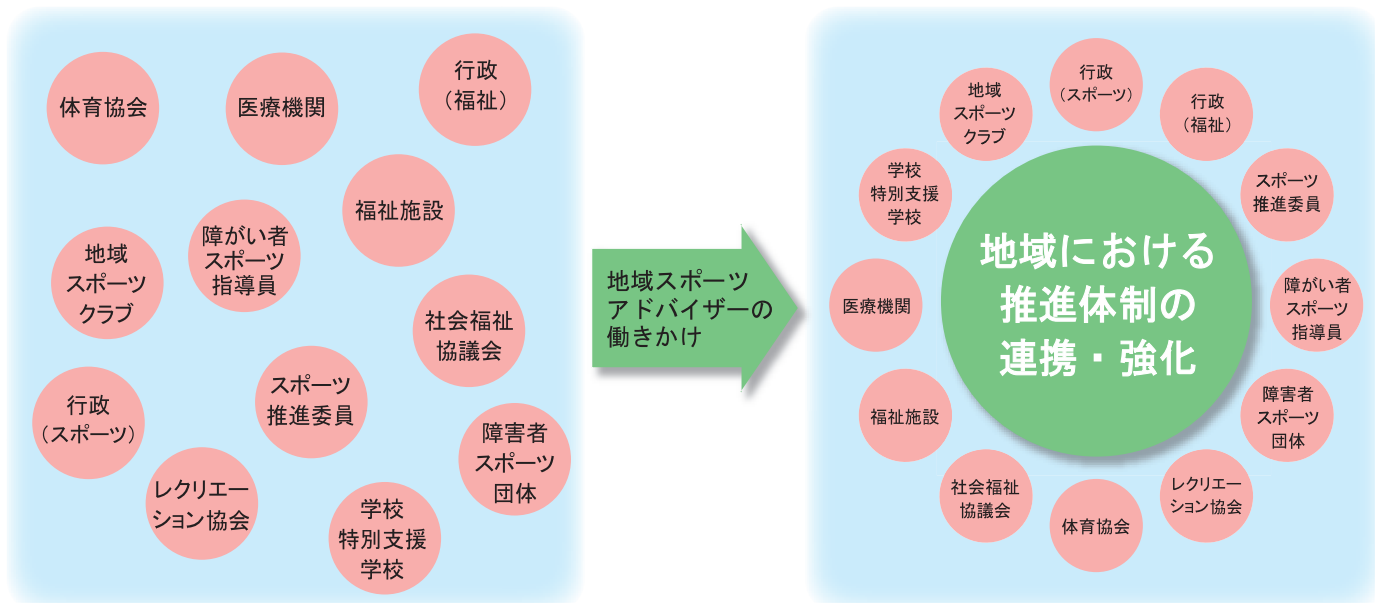
○都内を11ブロックに分け、職員を地域スポーツアドバイザーとして配置



都内の地区ブロック一覧

ブロック	区市町村	ブロック	区市町村
1	千代田、中央、港、新宿	7	青梅、福生、羽村、あきる野、瑞穂、日の出、檜原、奥多摩
2	文京、台東、北、荒川	8	立川、昭島、国立、東大和、武蔵村山
3	品川、目黒、大田、世田谷、渋谷	9	武蔵野、三鷹、府中、調布、小金井、国分寺、狛江
4	中野、杉並、豊島、板橋、練馬	10	小平、東村山、西東京、清瀬、東久留米
5	墨田、江東、足立、葛飾、江戸川	11	大島、新島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島
6	八王子、町田、日野、多摩、稲城	その他	青ヶ島、小笠原、利島

○地域スポーツアドバイザーは、各区市町村の関係機関・団体が連携して事業を実施できるように働きかけを行い、障害者スポーツの推進体制を強化



4 競技団体及び選手の育成・強化

(1) 目指すべき10年後の将来像

都民の一人ひとり誰もが「障害者スポーツ」を身近に感じ、障害のある人のスポーツ活動の場が増え、東京都の競技団体の体制もより強化され、より活動が活性化しています。

選手(※)に関しても「いつでも どこでも いつまでも」活動することができ、それにより、育成・強化のできる環境が整備されています。

※ 本ビジョンにおける「選手」は、何らかの大会に出場する人を指します。

(2) 現状の課題

① 競技団体に関すること

平成28(2016)年12月現在、都内の障害者スポーツの競技団体は約50団体あり、本協会の登録団体は24団体です。しかし、このうち法人格をもつ団体はなく、安定した基盤のある団体は少ない状況にあります。

東京2020大会のパラリンピック競技の22競技においても、東京都に障害者スポーツの競技団体がある団体は13団体に留まっています。また、競技団体があっても、JPC(日本パラリンピック委員会)加盟の中央競技団体の下部組織ではない団体や、健常者の競技団体の中に「障害者スポーツ部門」としてある競技もあり、JPC加盟団体と東京都で活動する競技団体との連携が課題となっています。

競技団体の多くは、選手当事者や保護者、学校の教員等で構成されており、団体の構成人数も少ないため、練習場所の確保や指導者育成、経理などの事務作業が一部の役員に集中している現状があります。

また、中には、年に一度の大会運営のためにのみ組織された団体や、個人競技では、各チーム・クラブ単位での活動が中心で、選手を抱えていない競技団体もあります。

② 選手に関すること

選手の育成・強化は、各競技団体が主体となって取り組んでいますが、競技に

よっては、活動環境に大きく差があり、十分とは言えない現状にあります。都内に競技団体がいない競技に関しては、個人単位での努力に頼ってしまっています。

また、個人だけでなく、クラブやチーム単位での活動への支援も十分ではなく、選手のみならず指導者等の支える人達も活動しにくい環境にあります。

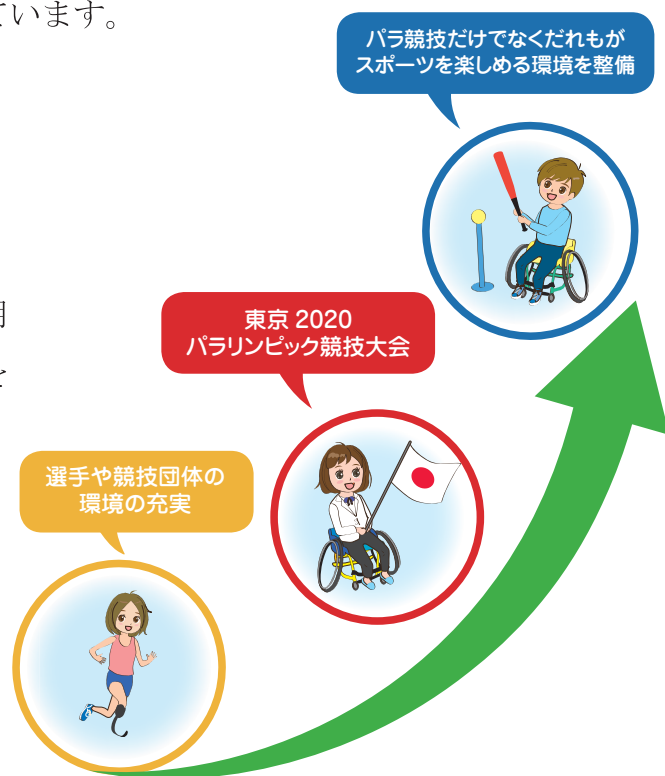
平成 28 年度から、パラリンピック競技で東京都にゆかりのあるトップアスリート個人を支援する「東京ゆかりパラリンピック出場候補者選手育成強化事業」（東京都共催事業）がスタートしたほか、企業からの金銭的な支援や、アスリート雇用も促進されつつあるものの、パラリンピック競技に集中しており、対象となる選手は其中でも一握りの選手となっています。

（3）今後の取組

＜基本的な考え方＞

・東京 2020 パラリンピック競技大会までに、障害者スポーツへの機運の高まりを活用し、選手や競技団体を取り巻く環境の充実を図っていきます。

・さらに、それ以降は、それまでの取組によって開拓された環境を土台とし、一人でも多くの障害のある人がスポーツを楽しみ、活動を継続できる環境を整備していきます。



＜施策の展開＞

① 選手、指導者の発掘・育成・強化の循環作り

ア 選手発掘の強化

東京 2020 パラリンピック競技において、より競技力の高い選手が東京から輩出できるよう新たな選手発掘の機会を継続的に確保していきます。また、パラリンピック競技に限らず、障害のある人が新たな競技と出会う機会を拡大し、選手発掘の機会を定期的かつ継続的に創出するための取組を実施して

いきます。

現在は、両スポーツセンターでの日常利用の継続や教室への参加が、選手発掘の大きなきっかけとなっていますが、両スポーツセンターの活動のみならず、公共スポーツ施設や地域スポーツクラブ等、身近な地域でのスポーツ活動の場を拡大することで、地域の中から選手が生まれる可能性を広げていきます。

イ 選手育成環境の整備促進

2020年までは、東京2020大会のパラリンピック競技を中心に現在活動している選手の育成環境の整備に努めていきますが、パラリンピック競技以外の団体においても、現在活動している選手の安定した育成環境の整備がされるよう支援していきます。

ウ 指導者の養成支援

発掘したばかりの選手から、国際大会で活躍する選手まで、各レベルに応じた指導者の養成を促進していきます。

特に、一般スポーツの競技団体との連携を強化し、指導者の育成に向けた働きかけを行っていきます。また、選手当事者から指導者へのサイクルを確立していくことも重要です。

② 競技団体の体制・活動基盤の強化

ア 競技団体の設立と自主的運営の促進

都内の競技活動の基盤強化のため、競技団体設立に向けたアドバイス等のサポートを行います。特に、2020年までに、東京2020パラリンピック競技における競技団体設立を目指し、東京での活動を促進していきます。これらの取組により、継続した仕組みの中で競技団体が自主的に運営していくことを目指し、2020年以降も継続して事業活動を行っていただけるように支援していきます。

また、2020年以降は、パラリンピック競技のみならず、その他の障害者ス

スポーツ競技団体においても、都内で継続的に活動できる環境を構築していきます。

イ ガバナンスの強化

競技団体が、助成金やスポンサーを獲得し、安定した財源を確保するためには、「経理」「税務」「記録・保存」等の事務機能を各競技団体で持ち社会的に信頼を得ることが最優先であるため、ガバナンス強化・支援事業や法人格の取得を呼びかけていきます。

また、競技団体の運営に必要な事務局機能をサポートする仕組みづくりや、相談機能をもったコミュニティラウンジの検討など、競技団体の運営支援に向けた取組を実施していきます。

ウ ネットワーク作りの促進

東京都の競技団体に育成・強化された選手や指導者のさらなるステップアップの機会につなげるため、各競技団体と、中央競技団体や一般スポーツの競技団体との連携を強化するための働きかけを行っていきます。

また、障害者スポーツの研究等を行っている大学や、企業等との連携を図っていきます。

エ 財政支援の拡大

東京 2020 パラリンピック競技大会に向けた選手や競技団体の助成支援とともに、各競技団体による自主財源確保に向けた取組をサポートしていきます。

③ 活動の場の拡大

ア 活動拠点の整備

都内で、各競技団体が活動拠点となる場を整備し、「この場所に行けば練習ができる」といった安定した場の確保を進め、競技団体に所属する最大のメリットである「場の確保」を強化していきます。

イ 練習場所の拡大

東京都が実施している特別支援学校の体育施設の活用促進に加え、公共施設の活用や利用を促進するとともに、大学や企業等と連携し、都域での「場」の拡大を検討していきます。

また長期的視点による競技団体の体制強化に向けて、大学や企業と連携し、「場」の提供や「人」や「物」のサポートなど、継続的な支援に繋がるよう働きかけていきます。

④ 大会参加機会の拡大

ア 大会参加機会の拡大

選手の競技レベルに応じた大会を都内で開催することにより、選手の日頃の活動を披露する機会や場を創出し、目標を持ってスポーツ活動を継続できる環境づくりを行うことで、活躍の場と競技人口の拡大に繋げていきます。

また、既存の一般スポーツ競技大会での障害のある人の参加機会拡大や、新たな障害クラスの創設に向けた検討を行っていきます。

イ 国際交流大会等の検討

2回目のパラリンピックの開催都市として、これまでのノウハウや人材・会場を活用し、国際交流大会などを検討していきます。

⑤ 障害者スポーツ情報の発信・研究・開発の活性化

ア 情報発信力の強化

それぞれの競技団体が行っている大会や練習情報を取りまとめることで、各競技団体の活動状況やボランティア情報を効果的に発信します。

また、各競技団体の運営するホームページやフェイスブックなどを当協会のホームページ等の広報媒体を活用し、連携した広報活動を行っていくことにより、情報発信を強化していきます。

さらに、各競技団体の取組や活動を幅広く周知できるよう、大学や病院な

ど当協会が連携している団体へ繋ぐ取組を行っていきます。

情報の発信方法も、より発信力のある選手（人）からの発信や動画配信など、広報手法を工夫することにより、効果的な情報発信を行っていきます。

イ 障害者スポーツの研究・競技用具の開発協力

競技団体や選手のニーズを情報提供することにより、競技団体と企業や大学等の連携の活性化による、競技力向上に繋がる研究や競技用具等の開発に協力し、一人でも多くの選手の競技力向上を図っていきます。



5 障害者スポーツセンターの機能充実

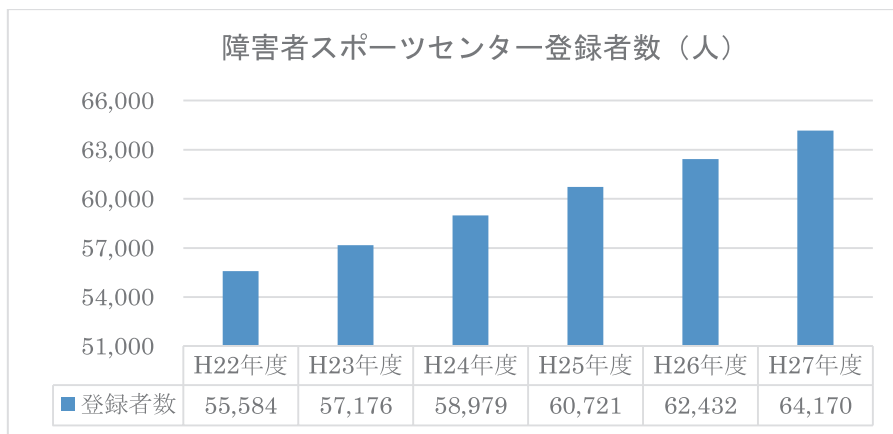
(1) 目指すべき10年後の将来像

障害のある人がスポーツに関心をもった際の最初の窓口として、障害者スポーツセンターが、スポーツ活動への円滑な導入をサポートしているとともに、障害者専用の施設として充実した機能を発揮しています。

東京都における障害者スポーツの拠点として広く認識され、関係機関・団体からの相談対応や事業への協力、指導者の育成、競技団体・クラブの活動の支援等を通して、地域の障害者スポーツ振興に大きく貢献しています。

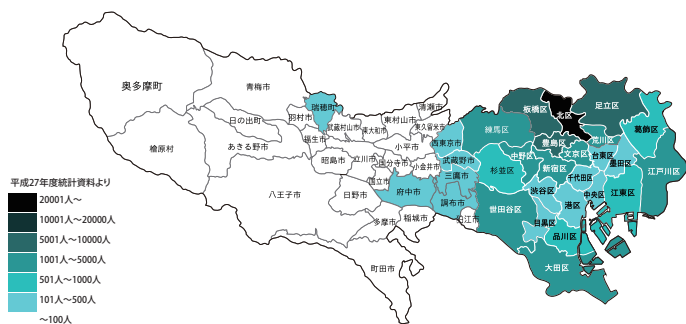
(2) 現状の課題

利用者や利用団体の増加により、障害者スポーツセンターだけでは、個人利用の時間帯と場所の確保が難しく、団体にとっても施設の予約が制限されており、活動が十分にできない状況にあります。また、都内2か所の障害者スポーツセンターだけでは、利用に地域的な偏在があることから、より身近な地域で活動する場を作る必要があります。



障害者総合スポーツセンター利用者分布

多摩障害者スポーツセンター利用者分布



※平成27年度の個人利用者数（団体利用を除く）

さらに、障害の重度化・多様化等、利用者の障害状況やニーズに適切に応えていくため、障害特性やスポーツ現場における専門的な知識や指導力の向上も求められています。

(障害者スポーツセンター障害種別利用者数 人数)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
重複	15,225	16,969	18,829	18,510	16,530
視覚	19,462	17,882	18,404	19,736	19,872
聴覚	12,716	12,736	11,950	13,253	13,467
肢体	149,797	146,388	142,048	138,022	131,090
内部	3,677	3,886	4,601	5,180	4,672
知的	61,364	64,653	69,126	70,719	73,995
精神	16,176	15,930	17,880	19,301	18,616

現在、センターでは、人材育成のための講習会や活動実践の場として教室の中での指導体験を行っています。地域での活動までは結び付いていない状況にあります。そのため、今後は、センターが実施する地域振興事業において、地域が主体となるスポーツ活動につなげていくための取組を強化する必要があります。

また、様々な障害特性に応じて効果的な事業を行っていくためには、利用者や地域のニーズ調査が必要です。一方で、東京都全体の実態を把握し、障害者スポーツセンターが求められている機能や役割を検討することも求められています。

さらに、相談機能や地域振興事業等、障害者スポーツセンターの事業内容が、地域や関係機関・団体に十分に周知されていないため、今後の連携を図る上でも、センターの機能や取組についての情報発信や広報活動を強化する必要があります。

(3) 今後の取組

<基本的な考え方>

- ・ 障害者専用のスポーツセンターとして、様々な障害特性に応じた適切な対応、利用支援サービス、情報提供等に努め、障害のある人に優しく快適な施設運営を行っていきます。
- ・ 利用者、利用団体の利便性の向上に向けて、十分な運営上の配慮を行いながら、特に、初心者・初級者のスポーツ導入のためのプログラムや対応のための体制を強化していきます。
- ・ 障害特性の知識や指導における専門知識、技術の習得と研鑽等、スタッフの専門性の向上を目指します。
- ・ 障害者スポーツセンターの周知・広報活動を地域の障害福祉相談窓口や、スポーツ・福祉施設等の関係機関・団体に対して行い、実施事業、相談事業、地域振興事業の周知を広く行い、連携を強化していきます。
- ・ 障害のある人のスポーツ導入に向けて、関係機関・団体と連携しながら、無関心層やスポーツ未実施者に対する働きかけを行っていきます。
- ・ 地域を支える指導者・協力者の育成を目標とし、センター研修会、教室、地域支援事業を通じて、人材育成に取り組む体制を構築していきます。

<施策の展開>

① 障害者スポーツ専用施設としての機能向上

ハード・ソフト両面から、様々な障害特性に応じた適切な対応や、求められる利用者本位のサービス提供に更に努めるとともに、とりわけ初心者に対し、丁寧な支援を行う体制を整え、障害のある人が利用しやすい施設運営を行っていきます。

施設の機能強化やさらなるバリアフリー化を図るため、平成28年度から平成31年度にかけて東京都が実施する施設の大規模改修工事による機能拡大を踏まえた施設運営や事業展開を行っていきます。

また、利用者のニーズ調査を行い、障害特性に応じた教室や講習会等を充実させていきます。

さらに、日常的な個人利用者の利便性の向上を図るため、主に初心者・初級者を対象に、障害の種類や状況に配慮したサポートやアドバイスを充実させ、継続的なスポーツ活動につなげていきます。また、センターでスポーツを始めた人が、その後、地域のスポーツ施設でも継続的に活動できるよう支援していきます。団体利用についても、現在の利用状況を踏まえ、施設の利用時間帯の調整を図っていくなど、競技団体等の活動を支援していきます。

加えて、障害のある人のスポーツ専門施設として、相談機能の拡大、スタッフの専門性向上、指導方法の研究等、地域に対する支援機能の発揮や重度の障害のある人への支援策に、重点的に取り組んでいきます。

② 地域・関係団体との連携による地域振興の一層の推進

これまでは、障害のある人がスポーツを行う場や機会が少ないため、障害者スポーツセンターで活動する人が多い状況でしたが、今後、障害者スポーツセンターだけでなく、より身近な地域でスポーツができるよう、これまで以上に地域の関係機関・団体と相互に協力・連携し、都内の障害者スポーツの拠点としての機能を強化していきます。

具体的には、地域への継続的な情報発信と情報交換を進めながら、地域ごとの状況やニーズに応じたアドバイスを行う「地域スポーツアドバイザー」の配置を計画していきます。

また、協会本部の地域開拓推進事業等と連携しつつ、センター機能も広く外部に周知し、相談事業の地域展開や出前教室の実施、指導者の育成等により、地域との連携を強化しながら、効果的に地域スポーツ振興を進めていきます。

さらに、無関心層へのアプローチとして、福祉施設や医療関係施設と連携し、障害のある人のスポーツ導入に向けたセンター事業の情報発信を積極的に実施していきます。

加えて、地域のスポーツ事業を支える指導者・協力者の育成を目指し、センター研修会、教室、地域支援事業等の取組を行っていきます。

③ 障害者スポーツの活動場所の拡大と充実

地域の関係機関・団体と連携・協働し、地域における障害者スポーツ振興に向けた事業展開を行い、障害のある人のスポーツ活動場所の着実な拡大を図ることに取り組んでいきます。公共スポーツ施設などにおける、障害者団体の優先予約、個人利用や各種教室等への参加の配慮などについて、相談機能の拡充と地域スポーツアドバイザー事業により提案していきます。

また、多摩障害者スポーツセンター改修期間中の代替施設として利用する、味の素スタジアムの室内施設については、工事終了後も継続的に障害者スポーツの競技団体等の活動場所等として活用していくことを都に働きかけていきます。

さらに、東京 2020 パラリンピック競技大会のレガシーとして、地域のスポーツ施設や 2020 年大会施設を障害のある人も利用しやすくするよう関係機関・団体に働きかけ、障害のある人が優先的に利用できるスポーツの場について引き続き検討していきます。

6 事業実施のための体制強化

本ビジョンに示した様々な事業を確実に実施するためには、これを支える協会の体制について、しっかりとした基盤を築き、各事業の実施に十分応えられるものにしていく必要があります。

財務体制については、協会自体の財政基盤となる協会会員数の増加と会費・寄付などの財源の確保が求められます。また、人的体制については、事業を支える職員数の確保と、スポーツ支援員を中心とした事業遂行のための職員の能力向上等が必要です。

協会会員数の増加については、これまで以上に協会の理念を広く都民に理解していただき賛同を得て、着実に個人会員の増加を図るとともに、とりわけ法人については社会全体の福利につながる社会貢献の重要な側面を有していることに理解を得て、より多くの法人会員を獲得することに努めていきます。その際、前半期に行われるオリンピック・パラリンピックの準備と実施は、社会貢献への企業の強い誘因になるものと思われ、この機会を利用し法人会員数の増加を図っていきます。

また、人的体制については、内部組織の継続的な見直しの下、職員が働きやすく、なおかつ効率的な職務遂行を可能とする職場作りを一層促進し、過不足のない職員数を確保し、職員能力の向上のためのOJT等の研修を着実に実施することにより人材育成に努め、障害者スポーツセンターにおける利用者サービスの一層の充実と都全体の障害者スポーツ振興を図れるようにしていきます。

第6章 ビジョンの実現に向けて

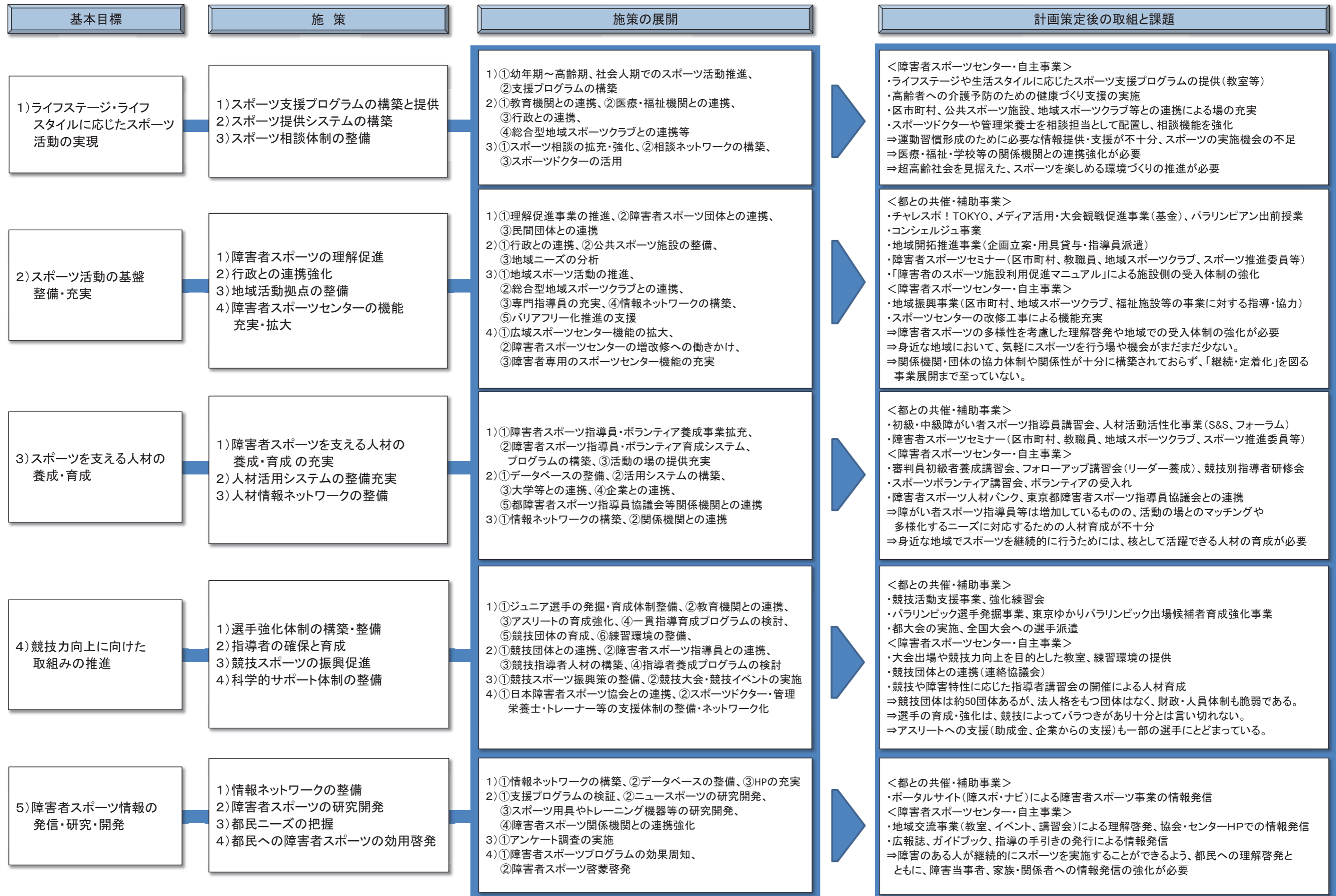
公益社団法人東京都障害者スポーツ協会は、東京都、区市町村、東京都障害者スポーツ指導者協議会、東京都スポーツ推進委員協議会、都内の障害者スポーツ競技団体等のスポーツ関係団体、地域社会福祉協議会等の福祉・医療関係機関や障害者団体、学校等の教育関係機関などと連携しながら、障害者スポーツ振興を推進していきます。

この障害者スポーツ振興ビジョンを踏まえ、改めて具体的な実行計画を作成し、目指すべき10年後の将来像の実現に向けて、中長期の目標を見据えながら、取組を計画的に実現していきます。

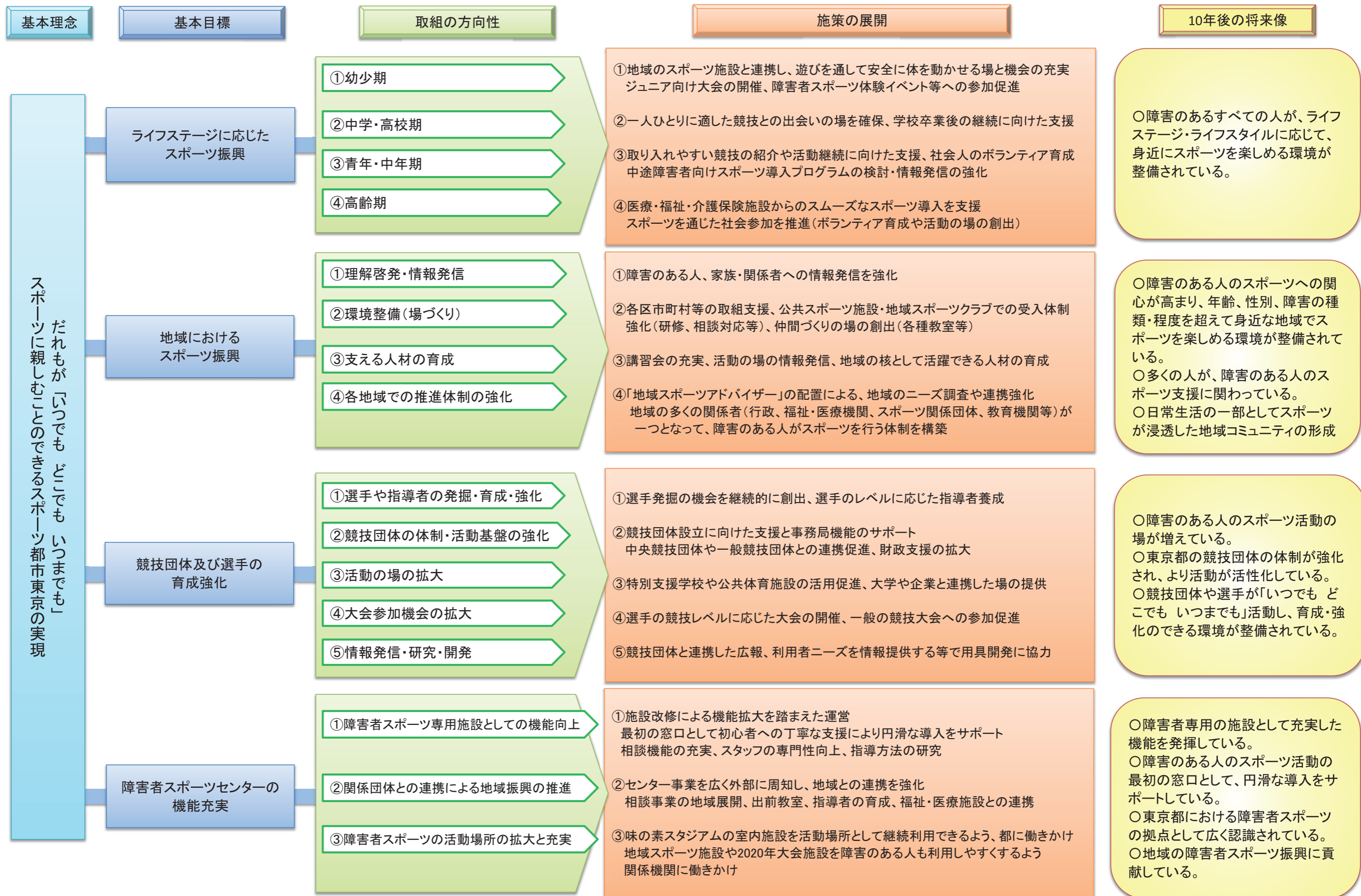
ただし、平成29年度に、東京都が「新たなスポーツ推進計画」の策定を予定していることから、東京都の計画の内容を踏まえ、必要に応じて協会の事業計画等の調整を行っていきます。

また、一定期間経過後には、障害者スポーツを取り巻く環境の変化に柔軟かつ的確に対応していくため、必要に応じて、施策の見直し等を行っていきます。

公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会 東京における障害者スポーツ振興計画(平成22~28年度)の概要とその後の取組



公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会 東京における障害者スポーツ振興ビジョン(平成29～38年度)の概要



東京における障害者スポーツ振興ビジョン

～いつでも どこでも いつまでも
進めます！スポーツをもっと身近に～

平成29（2017）年5月 発行

編集・発行

公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号

セントラルプラザ12階

電話 03 (5206) 5586 FAX 03 (5206) 5587

HP <http://tsad-portal.com/>

印刷

株式会社 東伸企画

〒130-0024 東京都墨田区菊川3-17-2 アドン菊川ビル1F

電話 03 (5638) 1851 FAX 03 (5638) 1858

